

2015年夏号 仙台市

農政だより



発行 仙台市経済局農林部(農政企画課、東部農業復興室、農業振興課、農林土木課)
〒980-8671 青葉区国分町3丁目7-1 電話 022-214-8265(農政企画課) FAX 022-214-8338
ホームページ http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai_03.html
Eメール kei008110@city.sendai.jp(農政企画課)

ほ場整備と新たな取り組みについて

津波被害を受けた仙台市東部農地において、東北農政局を主体とした大区画化ほ場整備工事が進められています。

この度、上岡田地区、中荒井地区などで整備工事が完了(※一部暗渠排水工事を除く)し、営農が再開されました。

今年度は、岡田地区、藤田地区、境南地区等で、工事着手に向けて準備を進めています。

	新たな営農再開地区	工事着手予定
高砂地区	3ブロックの一部(上岡田地区)	3ブロック(岡田前地区) 4ブロック(岡田中地区) 7ブロック(岡田南地区)
七郷地区	4-1ブロック(中荒井地区) 5-2ブロック(荒浜地区) 6ブロック(富岡西地区)	3-2ブロック(藤田地区) 5-1ブロック(神屋敷地区)
六郷地区	2ブロック(三本塚地区)	1ブロック(境南地区)

本市では、関係機関と連携し、通年施工による工事の加速化を図り、ほ場整備事業の早期完成を目指しています。

また、大区画化したほ場では、農業生産法人を中心に水稻の乾田直播が始まっています。乾田直播は3月から播種が可能となり、作業の分散化や、大型機械の使用による作業の効率化・省力化などが期待されています。



乾田直播 播種の様子

直播等の作業効率化により余剰となった労働力を園芸作物栽培に注ぐなど、収益性向上のための取り組みが進められています。

6月22日には、農事組合法人井土生産組合のほ場において、県による直播栽培の現地検討会が開かれ、課題の共有と解決に向けた技術の習得が図られました。

今後関係団体と連携し、栽培技術向上に向けた取り組みを進めます。

新排水機場が完成します!

【東部農業復興室事業調整係】
214・7328

仙台東部農地の排水を担う4つの排水機場のうち、大堀と二郷堀排水機場は7月10日に、また高砂南部と藤塚排水機場は8月中旬に運転可能となる予定です。これにより全ての排水機場が本格的な運用を開始します。

【農林土木課整備係】

214・8268

【東部農業復興室事業調整係】
214・7328

「仙台枝豆プロジェクト」を進めています！

「仙台枝豆プロジェクト」は、仙台産枝豆を高付加価値化・ブランド化し、仙台の新たな特産品にすることを目指した中長期的な取り組みです。生産方法、流通システム等を確立し、高品質な枝豆を提供する仕組みの構築により、農業者の収益向上につなげます。また、ブログや公式SNSなどで取り組み状況や仙台産枝豆のおいしさをPRしていきます。

平成27年度は次の取り組みを行っています。

●試験栽培

仙台の気候や農地に適した枝豆の品種・生産方法を調査します。

●食味分析・成分分析

宮城大学食産業学部と連携し、試験栽培で収穫した枝豆の食味や栄養成分を分析します。

●流通体制の構築

枝豆を高品質な状態で提供できる流通体制を構築します。

●飲食店での朝採り枝豆提供

7月から9月まで、朝に収穫した枝豆を当日中に市内の飲食店において数量限定で提供します。



URL(市ホームページ): http://www.city.sendai.jp/shizen/nogyo/sakumotsu/1218515_1737.html

来年度以降は、今年度の取り組み結果をもとに、仙台枝豆のブランドのコンセプトを確立し、生産の拡大、量販店への販路拡大、加工品への使用など新たな展開を検討していきます。プロジェクトの取り組み状況は随時ご紹介します。

【東部農業復興室

農と食のプロジェクト推進係

214・7329】

「アグリヒロイン育成講座」を開講しました！

これまで以上に活躍が期待される若手女性農業者のネットワークづくりや若手リーダーの育成を目的に「アグリヒロイン講座」を6月25日に開講しました。今年度は全6回を開催する予定です。

第1回目の講座では、若林区日辺で農家レストランを開業した「畑の中のごはん屋ちよっころ」の加藤和江氏を講師に、人との関わりを大切にしながら起業するまでの取り組みについて、ユーモアを交えたお話を伺いました。



講座受講の様子

今後、本講座では、視察研修や自分の商品をPRするためのPOPづくりの研修などを開催する予定です。

【東部農業復興室復興支援係

214・7327】

仙台市からのお知らせ

立木を伐採する際には届出が必要です

地域森林計画の対象となっている民有林で、保安林や保安施設地区に含まれない森林において立木を伐採する場合には、伐採開始日の90日前から30日前までに市への届出が必要です。

なお、保安林や保安施設地区内の森林の場合は、県への手続きが必要となります。

立木の伐採計画等がある場合は、お早めに左記までご相談ください。

【農林土木課林務係

214・8264】

経営能力向上のための研修等の費用を補助します

震災復興後の農業経営の再開及び今後の農業経営の発展に必要な経営能力を身に付けるために、研修や経営診断を受ける場合の費用を助成します。

◆補助額 上限3万円/件

◆対象者 仙台市地域農業基盤強化プラン（経営再開マスタープラン）に位置付けられた担い手及びその構成員

◆対象となる研修等

左記の全ての要件に該当する研修等

- ①受講料が有料であること
- ②研修等の内容や日時が一般に公表されていること
- ③今後の農業経営に必要かつ効果を有すること

◆申込期限 平成28年3月10日まで

申込を希望する方は、左記までご連絡ください。

【農業振興課生産振興係

214・8335】

新たな取り組みを支援します

○農業者訪問を行い課題解決や新たな事業を支援します

「自分の課題を見つけた」「新しい事業に挑戦したい」等、農業経営の向上を目指す取り組みを支援します。

◆対象者 市内の農業者

◆費用 無料

◆支援内容 訪問して話をお聞きし、課題や事業アイデアに合わせた支援メニューの提供を行います。販路開拓、人材育成、6次産業化等のほか、大学や企業、専門家等の紹介も行います。

◆問い合わせ先

支援を希望する方は、事務局の(株)プロジェクト地域活性化
・(株)プロジェクト地域活性化
(205・3540)

(申込み多数の場合は、先着順となりますのでご了承ください)

【東部農業復興室

農と食のプロジェクト推進係

214・7329】

○専門家を派遣します

6次産業化を進めようとして、いる農業者の方に対して、ホームページの作成、商品等のチラシ作成、パッケージデザイン、販促のための装飾、レシピ開発、販路拡大などに関する指導や助言を行う専門家を派遣します。

◆対象者 農業生産法人、3戸以上の農家グループ、認定農業者

◆費用 無料

◆派遣回数 年度内5回まで

○先進地で研修する場合の経費を補助します

水耕栽培・IT技術等の新技術の取得や、6次産業化に必要なノウハウについて、先進地で一定期間研修を受講する場合、費用の一部を補助します。

◆対象者 農業生産法人又は認定農業者等で津波被災農業者

◆補助内容 研修にかかる経費

(受講料、宿泊費、交通費等)の1/2以内で上限50万円

○6次産業化に必要な経費を補助します

6次産業化の取り組みを支援するため、農産加工に必要な機器（真空包装機、野菜乾燥機、冷蔵ショーケースやスチームコンベクションオーブン等）や商品開発に必要な調査等（マーケティング調査、商品ブランディングやパッケージ開発費等）の経費の一部を補助します。

◆対象者 認定農業者、認定新規就農者、農業生産法人又は農業者3戸以上で構成する任意団体で、市や国、県の6次産業化の人材育成講習や専門家派遣等を受講しているか今年度中に受講予定の方

◆補助内容 対象経費の1/2以内（予算の範囲内で、機器は100万円以内、調査は10万円以内）

【農業振興課農商工連携推進室

214・8266】

農地中間管理事業を活用する農地の貸付希望者を募集します

平成28年度の作付に向けて、農地中間管理事業を活用し、農地を貸付けたい方の申込みを受け付けます。

農地中間管理事業は、県の農地中間管理機構である公益社団法人みやぎ農業振興公社が、農地の貸付希望者から農地を借受けて集積し、地域の担い手へ農地の貸付けを行います。

離農や規模縮小を希望している方、農地の貸付先が見つからない方は、機構への農地の貸付けをご検討ください。

◆**対象農地** 仙台市内の農業振興地域内の農地

◆**貸付期間** 原則10年以上

◆**受付期間** 9月1日から9月30日まで

◆**注意事項**

①農地として利用が著しく困難な農地は、機構が借受けしない場合があります。

②借受希望者が見つからない場合

合は、機構が借受けない場合があります。

③機構からの貸付先（耕作者の選定については、機構に一人となります。貸付先を指定することはできません。

◆**問い合わせ先**

申込みを希望される方は、J A 仙台中央営農センター・西部営農センターへご相談ください。

・J A 仙台中央営農センター
(289・2914)

・J A 仙台西部営農センター
(391・0150)

【農業振興課生産振興係
214・8335】

農薬は適正・安全に使いましょう

農薬の事故を防ぐため、次の内容を守り、正しく農薬を使用しましょう。

●ラベルの記載事項を確認する
ラベルに農林水産省の登録番号が表示されている農薬のみ使

用できます。対象作物と適用病害虫を確認し、希釈倍率、使用時期、総使用回数など使用上の注意事項等を守りましょう。

●**使用記録を保管する**

農薬の使用年月日、場所、商品名、使用量、希釈倍率について、生産履歴等に記帳し、保管しましょう。

●**周辺環境への配慮を**

対象外の作物や周辺環境への飛散予防に努め、人通りが多い場所等での作業時は、看板設置等で周知を行うなど配慮しましょう。

●**農薬の事故を防止する**

作業時にはマスクや手袋等を着用し、強風下や長時間連続での作業を避けましょう。

●**保管は鍵のかかる保管庫で**

農薬の保管は必ず鍵のかかる保管庫で行い、使用状況記録簿を備え、在庫状況を確認できるようにしましょう。また、農薬は必要となる時期に必要な量だけを購入しましょう。

安全・安心な農産物を生産す

るため、農薬は使用基準を遵守し、飛散防止策を徹底するなど、責任を持って正しく使用しましょう。

【農業振興課生産振興係
214・8335】

「減農薬・減化学肥料促進事業」実施予定者を募集します

環境負荷を軽減した生産方式を促進すると共に「安全・良質」な農産物の生産方式を進めるため減農薬・減化学肥料に必要な機械の導入を支援します。

◆**対象者** 3戸以上の営農集団（構成員の2/3以上がエコファーマーであること）

◆**支援内容** 減農薬やたい肥散布に必要な機械等

◆**補助率** 事業費の1/3以内（上限有）

導入を希望する方は、8月末日まで左記へご相談ください。

【農業振興課生産振興係
214・8335】